

第五回 参議院農林委員會會議錄 第二十号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)午前十一時七分開会

本日の會議に付した事件

○食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○土地改良法案(内閣提出衆議院送付)

○土地改良法施行法案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(楠見義男君) 只今より委員會を開きます。先ず食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案の質疑を行います。速記を止めて。

午前十一時八分速記中止

午後零時十四分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

○石川準吉君 私は東北の方であります。東北の農村を廻りますというところ、今大蔵當局から話されましたように地方におきましては、いろいろの基礎計算がありまして、それによつて課税しておるようでありまして、けれども、實際の問題を見ますと、地方ではお前の税務署管内では、これだけの税額を取れというように逆におつ被せるような税額の査定が来る。従つて税務署としては、都市よりも、商工業者よりも、むしろ農村の方が取り易いというやうな工合で、農村に非常な負担の大きなものをかけるといふやうなことを聞いておるのでありますが、實際問題としてそういうやうなことをやつておられるかどうか、それから農業者は御

承知のように自分が申告したものに就きまして、税務署からちよつと来いと言われまして、自分が行つて一々説明する程の口達者な者は少ないのでありまして、従いまして農業協同組合長に頼んで一緒に往つて貰つて、そうして説明して貰うというやうな場合が往々あると思ひますし、又必要だと思ひますが、ところが税務署においては本人でなければ絶対に弁明を許さん、協同組合長が来ておつてもその代弁は許さんといふことを言つておられます。従つて實際に農家としては、自分の所信を十分述べることはできない。そのために、不なる更正所得の査定に對して、服従しなければならぬといふことがあるので誠に困るのだといふことを述べておりましたが、こういう点につきましてはどういうやうな処置をなしておられるか伺ひたい。

○説明員(忠佐市君) 第一のお尋ねでございますが、農村が農村以外の納税者より負担が重いというやうなお尋ねでございますが、この点につきましましては、一般的傾向をいたしましては、國民所得の分析等からいたしまして、農業所得とそれから商工業所得に對する課税の問題が取上げられておりますが、これを具体的に各納税者について、申上げますれば、農業関係の納税者につきましては、耕作反別收穫高等が比較的易い状況にございまして、課税が相当正確性を持つて行われ得る。これに比較いたしまして、商工業者等につきましては、実情の捕捉が必ずしも農家のようには参りません実情にございまして、課税の捕捉面におきまして、相當の困難性が伴う。かような結果が、農村の負担が多い、或いは商工業者の負担が軽いのではないかといふことが、論ぜられておると思ひますが、この点につきましては、個々の業者につきまして、個々の農家につきまして、論ずる以外には方法がございせんので、一般的にこのやうな傾向があるといふやうなことで、問題が片附かないと思つた次第でございます。従つて先程問題になりました目標の設定につきましては、農業と、それから商工業と、別に分けまして、それらの視野から計算いたしておりますが、この点につきましては先刻申し上げましたやうに、個々の納税者の負担が税法を適正に執行して、妥當の結果を得るやうにということと考へておるやうな次第でございます。

それから第二の問題でございますが、農家の人々が税務署に出て参りました際に、よく事情が述べられない、誰か、代弁をされた方が意思が疏通するといふ問題につきましては、これはいろいろ事情がございまして、これは必要性がありますると同時に、多少別な角度から検討を要する問題がございまして、方針をいたしましては次に述べるとやうなことに相成つております。それは例へば非常に言語不明瞭の者であるとか、或いは殆んど喋れない、こつこつやうな場合におきましては、どなたか代人が出て、お話をしてくくことは結構である。併しその代人が、同じ人が反覆してやつて来るということはお断りしたい、やはり個々人に具体的に自分の事情を述べ頂くといふのが一番適切でございますので、その個々の事情を述べる程度の代人が出て参りますことを期待しておりまして、同じ人が何回か別々の人の代弁をするといふことは避けて頂きたいと思ひます。かような方針で進んでおります。かような方針でございます。この点につきましては農家の方にも不便の点があると思ひますし、それから税務署におきましても必要をみずから感ずるという事態もございまして、只今のところは一應さういふ方針で進んで参る予定でございます。従いまして若し非常に表現の拙くない人がございまして、適切に事情を述べ切れぬといふやうな事情もございしたら、どなたかそれを補足するやうな書面を作成して出して頂く。まあかようなことが一つ考えられると思ひます。と申します趣旨は、代弁者の方がその本人のことを本當に鵜飼返しに傳へるというやうな趣旨でなくて、代弁をする方が代弁をする人の理解なり、或いは思想なりをお述べになりまして、事情が、本人の意図するところと反對になつてしまふやうなことを避けたいといふ趣旨でございまして、書面その他によりまして分りますならば、一應現段階におきましてはさうな方法で進んで参りたい。非常に廻りくどい申上げ方で恐縮でございますが、この辺を

御了承願ひたいと思ひます。

○石川準吉君 第一問についてちよつと説明の……。私のお尋ねの趣旨が或いは違つたかと思ひますが、私のお尋ねしたのは、税務署の判断において農村も、中小都市もありまして、それは理論から言へばその年の所得が決定しまして、決定した額を取れといふのは當り前だと思ひますが、さうではなく現状におきましては、例えばAの税務署に對して、お前の管内からはこれだけの所得税を取れ、こつこつやうな一種の供出の割當のやうなものが来る。従いまして税務署々長といたしましては、自分の成績を挙げたいために最も課税し易い農村にぶつかけて来る。而もその場合においては税務署々長の合なんかにございましては、この地方は反當り何ほどの所得だといふことを決めて来る。それに対していろいろ抗弁したくてもなか／＼それは聞いて呉れない。こつこつやうな事情であるといふことなのです。

それから第二番目の問題は、いろいろ事情があることを私はよく承知しておりますが、少くとも農村におきましては、農業協同組合長といふものは、相當に農家の世話をしている人なので、従つて農業協同組合長が代人で行つて話すくらいのことには認めてやつて欲しい、かように思つておるので

○説明員(忠佐市君) 第一の問題につきましては只今御質問がございましたやうな点につきましては、私共各税務署に

税金の問題の場合にも絶えずそういう議論が出たのであるが、価格形式のときには農林省の統計によつておる。それから別ないわゆる差益を決定する場合のストック量の場合には、その資料を排斥するといつたようなことは、これはどうも私共考えられないのであつて、若しそのように各官廳がお互いに資料を排斥し合うならば、これは伊達に作つておるのであつて、私は資料といふものについて非常に疑いを持つておるのであります。少くとも農林當局が作つたその価格改訂のときのいわゆるストック量といふものの統計が確實なものであるか、何人に対してこの統計といふものは主張し得るものかといふ確信を農林當局に伺います。

○説明員(田中紀夫君) 只今御質問がございましたのでお答えしますが、農林省としては、各府縣知事から公文によつて毎月月末の木材のストック量を聴取しておるわけでありまして、で只今問題になつております価格を決定するときは、本来ならば価格差益といふものが、公定価格は普通に決めまして、その上でストックを持つておる人から差益のあるところを徴収するといふのが從來のやり方であつたわけですが、木材については非常に価格の差益が取りにくいといふことからいしましめて、初めに全國のストック量を對象にして計算上出ました妥當なる價格から、そのストック量だけは差引いて置くといふ、初めに價格差益を考慮して差引いた、下げたような價格が決つたわけでありまして、それでその價格も基準價格を決めまして、各都道府縣間の價格差は從來の價格差を適用したわけでありまして、具体的に各都道府縣

ごとのストックは各都道府縣の價格を決定する際の基礎にはなつておらぬわけであるので、考え方の問題として、最初に全國にあつたストックは公定價格を決める際に加味されて、それだけ値段が下げられて決められた。個々の業者等について見ますれば、ストックを持つていた人はそれでいいわけですが、全然ストックしてないかつかた人が新たに生産を始めるという際には非常に不公平なことになるわけでありまして、そういう点では移動平均價格算出方式といふものは無理じやないかといふことを、林野局としては考えたこともございまして、結局結論としては、移動平均價格算出方式で最初にストックしたものは、旧價格で賣られて然るべきものであるという判定の下に、移動平均價格算出方式を取られるというので、ストック量については私共の方で各府縣知事から報告のある以外には何らの正式なものがないわけでありまして。

○高橋啓君 ところで今の通り移動平均價格算出方式といふものをとつたのは、今木材課長が言われたように、木材の場合はとりにつく、各ストックをどこで決めるか、そのストック量の算定についてこれを決定することについて、不可能といふことからこれを決めたのなら、價格を決めるときに閣價格があるという見込みならば、何故そのときにそれを引いたのか。初めに價格決定のときにはつきりした政府の資料を用いておいて、その後において閣ストックがあるであろう、而も一ヶ年も立つてからその当時のストックを抜き取るとか何とかの不完全な方法で、これを混雜に導くというふうな

ことをやらなければならなかつた物價の考え方をちよつと簡単に……。

○説明員(山口方夫君) 價格形成につきては、一應農林省の資料を主にして作成したのでありますが、移動平均を一切出したのでありますが、價格差益はこの建前といたしまして、生産業者の差益につきましては、成る程このストックの中に織り込まれたものでは、差益が発生する余地がないのであります。その、販賣のために持たれておるもの、そういうような物につきましては若干差益は出る余地があるのではないかと考へ方ができるのでございまして、それから又農林省の統計を輕蔑するといふふうな意味ではございせんが、少なくとも差益の処理に當りましては個々の業者の問題でございまして、一々の業者のストック量というものを調べて見る必要がございまして、その見ますと、そこに差益の對象とするものが出て来る場合が考えられますので、差益の処理をするという方針を取つております。

○高橋啓君 今の差益の對象となるものはそれでいいと思ふのです。ところが對象から除外されるものについて、例えばここで一例を言うと、素材生産業者の場合には、十分買入れて自分が伐採して販賣しておる。それから林木を買入れて伐採を委託して販賣をする。自分が持つてゐるものを伐採してこれを販賣する、この關係。これは差益から除外される製造業者では、素材生産をして、製材して販賣する。初めから素材を買付けて製材して販賣する。それから素材を製材工場において賣引で製材品として販賣する、この關係については絶えず物價廳と交

渉して、これは對象から除外する、こういうことであります。これに對するストック量といふものはすでに價格を決めるときに農林省の資料に基いて決められたのであるから、この事項については調査の必要はないのではないかと。そこで問題は例へばこの對象となる仕入れて賣るもの、いわゆる小賣商なんかの扱ひもの、例へば業者であつても他所から製材品を仕入れてそれを賣るもの、それは價格の差益の對象となるのだ、この点についてはストック量の調査が必要であるけれども、除外さるべき事情の下にあるストックについては、今更調べる必要はないのではないかと、こう思ふのがどうですか。それとも正確な調査ができるというならば、若しストックならば、当然みんな納得するものでなければいけません。何万人という業者がみんな平均して責任を持つておる。併し製造業者まで押さへてそのような責任を負わなければならぬといふことは不合理だと思ふのですが、今の点について御答弁を願ひます。

○説明員(山口方夫君) その差益の對象とならないもの、なるものを区分して調査するといふことも、或る場合にはなか／＼困難な場合もあると思ひますので、その調査の方法につきまして、各事務局で總体を調査して、そして對象にならないものを除くといふふうな処置を取る場合もあり得ると思ひます。いづれにいたしましても、その地方なりの生産或いは販賣の實情によりまして、特に差益の発生しないものに負担を多くかけると、いふような御説のような点がないように指導したいと思つております。

○高橋啓君 ところで今の問題は、差益の對象から除外されている種目のものが、更に又一年前の状況をいふ／＼な勘や想像を加えて、そしてどうえらい数量を出してくる。これは名古屋から出た資料に基くと、農林省で出した資料は百％大體閣ストックがあつた。こういうような資料が出ておるのだ、そういうことは非常に我々としては常識はずれであり、政府のやり方としてまずいことが多い。閣ストックといふものを認定してそれを押付けて、而も徴税官が絶對的な認定権を持つてこれに當られた場合、國民は極めて困つてゐる。そこでいふゆる稅務ファツショとか何とかといふ言葉が巷にずいぶん拡がつておるのであるが、とにかく向う様に認定権を持たせて、勘や想像をこれに加へられたのでは非常に困つたことになつて思ふから、本局の方において、そのようなことを廃せ、的確なる資料があつて、而もそれがどの人にも納得できるような全般的な公平な徴收をせなければいかんといふことを指導して行くのであれば實効を得られない。こう思ふのでありますから、その点について責任を負うて地方を指導して行く、このようなことをやつて貰えるかどうか、それを一つ。

○説明員(山口方夫君) 御説の通り勘や見込で不當な課税をするといふことは、誠に當を得ないことでございまして、その点につきましては、十分資料に基きまして適當な調査を作成し、そして妥當な決定に進ませるよう指導して行きたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) それではこれ

で休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時二十三分開会

○委員長(楠見義男君) それでは休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。

只今から御審議を願いますのは、土地改良法案及び土地改良法施行法案以上二件でございますが、以上の二件は衆議院で可決されましたが、本院に本付託として参つておるのであります。が、これからこの二件について御審議を頂くことにいたしますが、先ず最初に池田政務次官から提案理由の御説明を伺うことにいたします。

○政府委員(池田宇右衛門君) 土地改良法案につきましては、その提案理由の大体を御説明したいと思ひます。御承知のように、現在の日本の農業の重要問題は、農業経営の合理化と農業技術の革新を通じて、食糧その他農産物の最大限の増産を達成することとてあります。このためには、何よりも先ず農業経営における基本的な生産の手段としての土地及び水の利用を合理的にすること、いゝかえれば、灌漑排水施設や農用道路を整備し、農地の区画を整理し、農地を集約化し、農地の造成及び農地の保全を図り、その災害復旧を行う等の事業を実施することとてあります。

又これらの事業は、國民、特に農民の手に残された最も貴重な資源である土地と水とを有効且つ、適切に開発利用する上にも欠くことのできないものであります。

然るにこのような事業に関する法律としましては、古くは明治末年の制度

にかゝる耕地整理法、水利組合法及び北海道土功組合法がありますが、いづれも今日の社会経済上から見て、もはやその機能を完全には果し得ない状態にあり、この種の事業の施行には、却つて著しい障害となつてゐるのは、顯著な事実であります。

即ち、これら耕地整理法、水利組合法又は北海道土功組合法の規定によつて成立された組合は、その性格もその事業も相互に極めて類似してゐるのであります。同一の法制の下に統一する必要があることは当然であります。

次に、これら三種の組合員となる資格のある者は土地の所有者に限定されておりましたので、土地改良事業の負担は、これら土地の所有者に掛るのであります。然るに農地改革以後は、地主の経済的地位は従前と非常に変つて來ましたので、その負担に堪へないものが多く、そのために、土地改良事業が一向に進捗できない状態にあるのであります。

次に、従来より國營及び都道府縣營の土地改良事業が行われておりますけれども、これに関する法律の規定が全然なかつたのであります。そのため、いゝかゝる事業の進捗上支障のある点があります。

以上のような理由から、土地改良法の制定は、その必要を痛感されるのであります。農民及び関係団体からも強い要望のあるところであります。

以上が土地改良法案を提出いたしました所以であります。

次に法案の重要な内容について概略御説明申し上げます。

第一は、土地改良の施行の主体として新に「土地改良区」という制度を設けました。この法人が従來ありました耕地整理組合、水利組合、北海道土功組合に代つて、今後主として土地改良を行うのであります。尤も土地改良事業は、土地改良区の外に農業協同組合も、亦、國や都道府縣も施行できることは当然でありまして、法案の中に、そのための所要の規定を設けた次第であります。

右の土地改良区は、先に申し述べました理由に基きまして、関係地区の耕作者がその組合員となるものといたします。併しながら、土地の所有者の申出があり、所有者が組合員となるものが相当であるときは、耕作者に代つて組合員となるものといたします。

第二に、國又は都道府縣が土地改良事業を行う場合の規定を設け、円滑に事業を進められるようにいたしました。

第三に農地等の交換分合の規定を設けました。これは今後の日本の農業の置かれるべき極めて困難な地位を予想したものであります。農業経営を合理化するための有力な手段の一つであります。

最後に土地改良事業に対して所要の補助をなし得るものといたしました。以上が同法案の主要な内容であります。が、何卒慎重御審議の上速に御可決あらんことを切望する次第であります。

次に上程されました土地改良法施行法案につきましては、その提案理由の要旨を説明申し上げます。

土地改良法案につきましては、只今御説明申し上げましたが、この土地改良法の制定されました場合におきましては、従來存しておりました耕地整理組合、普通水利組合及び北海道土功組合をどう処置するかの問題を始めといひました土地改良法の施行に伴う関係法令の整備等が必要となつて参るものであります。土地改良法施行法案は、かような土地改良法の施行に伴う必要な措置を講じようとするものであります。その要旨をいたしますところ、第一に、土地改良法の施行に伴い、耕地整理法及び北海道土功組合法は廃止し、水利組合法は水害予防組合法として改正することとし、現存の耕地整理組合、普通水利組合及び北海道土功組合は、一定の要件を具備するものは土地改良区又はその連合への轉換を認め、しからざるものは、三年を経過した時に解散せしめるものといたしておるのであります。第二には、土地改良事業を施行した場合には地力が増進するため、地租の値上りを來すのであります。これについては、地租上の恩典を與へることとした土地台帳法の特例として所要の規定を設けておるのであります。

以上の外に關係法律に所要の改正を行なうことと致しております。本來この法案は、土地改良法案中に規定し提案いたす予定でありましたが、他の法律の例にならば、これを別箇の法案といたしましたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、速に御可決あらんことを切望いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) それでは事務局の方から法案の内容について大要の説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) それではお手申上げたいと思ひます。改良法案の方は非常に大部でございますので、要約をさせていただきます。それに基づきまして、御説明申し上げます。

それでは御説明申し上げます。第一は土地改良法の目的でございますが、この目的は農業経営を合理化して農民生産力を發展させることを目的としたてております。その手段といたしまして、農地の改良開墾、或いは保全及び集團化を行うのであります。この集團化と申しますのは、交換分合のこととてあります。それをさういふふうな手段によりまして、食糧その他の農産物の生産の維持、或いは増進に寄與することを目的としたてておるのであります。

次の第二項に書いてございましては、この土地改良事業を行うに當りましては、土地の総合的利用という観点からいたしまして、國土資源の利用を総合的な見地から見まして、土地改良をやることをやつて参る、こゝういふような考え方でありまして、従いまし

て、單なる土地改良とばかりではよくないといふものではなからば、森林關係の他の面と十分調和を取り、尙且つこれをやつた方がよろしいといふ地域につきまして土地改良事業を行うように考へておるのであります。

次は土地改良關係の法律におきましては、諸般の定義であります。この法律

をやることをやつて参る、こゝういふ

のだそうであります。併し日本におきましては、まだそこまで一足飛びに行くことは適當でないと考えられますの

で、半数は組合員中から、半数は知事が任命することにいたしましたのであります。

次は土地改良区の総会であります。これは総組合員を以て組織をいたします。普通定時総会を毎年一回、その外に一定の員数の組合員の請求がありました場合には臨時総会も開けることとなっております。それから土地改良区は非常に廣汎な範囲に互る場合もございますので、これらの場合に總会を開くことは容易でございます。それから、そういうふうな場合におきましては、組合員の数が五百人以上の場合におきましては、総会の代りに総代会を設けることができるようにいたしました。

ります。でこの総代会の総組合員に対する比率も、組合員の数に従ひまして変えておりますが、これは法律の方に詳しく規定しております。尙総組合員の三分の一以上の請求があつた場合に、おきましては、これを投票に付して総代を変へることができるようになっていますのであります。組合員の表決

権、議決権及び選舉権は各々一個に
たしております。

それから土地改良区は組合員に対
しまして事業の経費に充てるために、必
要な金銭、夫役、現品を、賦課したり
徴収したり、又は過怠金、加入金を課
することができるといたしておき
ます。尚これらのものの賦課徴収等に

当りましては、場合によりまして市町村に委任して、そして滞納処分によつて徴収することができるようになつております。これは現在の耕地整理理

合と同様であります。その外土地改良区は区債借入金の借入をすることができ、ことにいたしております。これも現在の法律と同様であります。

それから組合員の権利の得喪であります。組合員が資格を喪失したときは、新たにその資格を獲得した者が前者の組合員に対する権利義務を承継することになっております。これも現在の法律と同様であります。

それから土地改良区の事業でございます。○委員長(楠見義男君) 法務委員会の方で採決のために約十分程度速記の拜借方を要求して來ましたので、その方に暫時割愛いたしますから御了承願います。

午後二時四十七分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(楠見義男君) それでは速記を始め。

土地改良法案及び土地改良法施行法案の具体的内容の審議に入ります前に御質問のあります方はどうぞ御質問をお願いします。

○藤野繁雄君 私土地改良事業というものを、政府は公共事業と考へておられるかどうかということをお尋ねいたしたいと思つております。

先ず第一條の第二項によつて見ますると、土地改良事業は「國土資源の総合的な開発及び保全に資するもの」とも國民經濟の發展に適合するものとして、土地改良、森林その他資源の保全、開発に適切な考慮を拂つて」計画せねばならぬといふふうなことを書いてあるのではありませんか、土地改良事業のうち、個々の農家の耕地

に關するものといひましても、決して私企業的立場にあるものではなくて、公共事業として取扱ふべきものであると信じておるのでありますが、これに対する政府のお考えを伺ひたいのであります。

次にはこの土地改良事業には、補助金を交付されるということが書いてあるのではありませんか、これについてお尋ねしたいと思つております。現在において農作物の作付は全面的に統制せられ、且つ收穫せられた農産物は再生産を保障するに足らないような安い値段で供出を強要せられておるのであります。のみならず租税の負担もあり農業経営は非常な難局に直面しながらも、農民は日本國再建のために日夜奮々と働いておるのであります。即ち農耕地は農民の所有ではありますけれども、農民はただ政府の指示するまゝに農耕に従事しておるのであります。農耕地に従事しておるのは政府の所有と同様であると考えられるのであります。これが農地の開発、改良、保全及び集團化を行つて食糧その他の農産物の生産の維持増進を図る事業に對しては、政府は当然相当額の補助金を交付すべきものであると信じておるのであります。然るに二十四年度予算編成を見ますと、農業関係の公共事業費は大削減せられ土地改良について府縣営の繼續事業及び北海道の直營事業に限定せられまして、團體の繼續事業は勿論、新規の事業は一切補助金が打切られておるのであります。又災害復旧におきましても、耕地の流失、埋没等の復旧は全然除外されて、全部農家負担による復旧が要請せられておるような状態であるのであります。法律第百

二十六條によりますと、國は、その予算の範圍内において、農地の改良、開発、保全又は集團化を行つる者に対して補助金を交付することができ、又提案理由の最後には、「土地改良事業に對して所要の補助をなし得るもの」といひました。こうあります。が、この法案が成立いたしますれば、どのくらいの補助金を交付せられるか、又現在成立しておるところの二十四年度の予算では不足することは明らかであるのであります。政府は責任を以て追加予算を出される考へであるかどうか、又農民が所有しておるところの農地の改良や災害の復旧費にも從來の通りに補助金を出される見込であるかどうか、法律は通過したが、補助金の交付がないといふことであつたならば、農民の土地改良事業に對する熱意は少く、所期の目的は達することができないのであります。ただこの法律によつて見ますと、いふと、「できる」といふことであつて、「する」といふことにならなくて、私は、私などはこの法律を成立させてもその効果がないと考へるのであります。この点は安本、大藏省、及び農林省で「できる」と言つて、必ず補助金を出すと、いふことを断言して頂いて、この法律が一日も早く通過するように熱意を示されんことを願つておるのであります。

次には、國などが土地改良事業をいたしますのについては、補助金が仮にあるといひまして、將來その補助金だけでは足りないのではありませんか、長期低利の資金を仰がなくてはならないのであります。長期低利の資金の融通される見込であるか、どうか、若し

その見込があるといひましたならば、どのくらいの額を昭和二十四年度に融通される考へであるかどうか、明確なる返事をして頂きたいと思つておられます。これらの三点がこの法案を審議する根本問題であつて、長期の資金の融通もできない、補助金の増額もできないといふようなことでは、この法律は成立させてもその効果がなないといふ結論にはならないかと考へるのであります。この点について明確なる御答弁をお願いしたいと思つておられます。

○政府委員(池田宇右衛門君) 只今藤野さんの非常な御熱意のある、土地改良をすること申しますが、あらゆる食糧安定の上から申しまして、國民生活の明るき日の來ることを念願される上から、非常な御熱意のある御指摘を頂きまして、以下私から申しますけれども、内容はそれ／＼關係省から來ておりますから、順次答弁を願ふことといたしまして、大体の大まかな答弁は私が申上げたいと思ひます。

第一のお尋ねは、勿論この事業は公共事業と考へるに信じます。又公共事業であるから本法案を出して、普く政府においても、亦地方公共團體においても、これに参加して、この事業の遂行を図りたいと、かように願ふものではないかと考へておられるのであります。併しながら經濟九原則によりまして、今日の健全財政を作り上げる上において、今年度は御指摘の通りこの公共事業の大幅な削減をされまして、事業遂行上一大障害を來すような経路を辿りつゝありますことは、誠に遺憾としなければならぬといふ、かように信じておられます。併し目下事業繼續中のものを放棄するようなこ

とがあつては大切だとかように信じて、大藏當局とも十分にこの点を折衝し、追加予算においても予算の間に今後これを計上するような方法ができるならば一日も早く實現の方法をとりたいと、かように信ずるものであります。更に補助金政策におきましては、できるだけ融資の途を講じまして、公益事業としての繼續の上においても、この方法をとり同時に、天災地変による災害になつては一日も早く復旧して、農民が全く國民の生活の中に大なる犠牲を拂つておる、その農民の農民道に對しまして、災害を少なくすると同時に不安なからしめなければならぬ。これが政治を執るべき道であるとか、かように確信するものであります。尙長期低利資金につきましては、大藏當局が參つておられますからその方からお答えいたすお考えであります。大体お尋ねの骨子については私から申上げた次第であります。

○政府委員(河野一之君) 土地改良事業が公共事業であるかどうかのお尋ねであります。これは政務次官が申された通り、公共事業であるとしておられます。即ち私共が公共事業と考へておられますのは、國が直接或いは補助をしてやる公共的な、建設的な、事業といふふうな考へておるのであります。補助すると申しまして一般事業に對して考へておるのであります。公共團體その他公共的な組合に對して、補助をしてやらせる事業といふものは、一切公共事業であるといふように考へておられます。土地改良事業といふのは、正しくこれに當るものとして考へております。補助金の規定も今回の土地改良法案にあるのであります。從來土地改

案にあるのであります。從來土地改

良事業につきまして、相当多額の補助が盛られておつたことは事実であります。この土地改良事業が國家的な性質を有し、従つて補助金をやることは相当に意味があるものであります。ただ私共として考へておりますのは、補助金というものの性格から来ると思ふのであります。如何なる事業にも財政の現況もござりますが、直ちに補助を出すというように考へてゐるのではないのであります。その事業の採算が合うかどうか、又その事業が大規模であり、或いは工事が困難であり、従つて國家として或る程度の援助をしなれば実施が困難である、こういう点も併せて考へまして補助するといふような建前になつてゐるのであります。それがために單に法律にあるから、できることあるからといふふうには考へずしも直ちになるというふうには考へておりません。その面から言ひまして、土地改良事業にはいろいろなやり方が、施行の様式があるのであります。が、今回の予算において考へましたところによりまして、そういう種々の点を勘案いたしまして、一般には採算関係その他もあり、直ちに施行困難であるといつたようなものに限定した関係もありまして、或いは客土事業でありますとか、そういうものに対しては補助を出す段階に到らなかつたことは、財政の事情でもありますが、遺憾と存じておる次第であります。今後土地改良事業につきましては、どういふように予算的措置を講ずるかといふことになりまして、これは目下のところ予算が成立いたしました段階におきまして、年度内……、更に財源の問題その他もござりまするし、直ちにこの間

題を予算的に考へるというふうなことをこの際申上げるまでの段階には至つておりません。それから長期低利資金の問題でございますが、これは公共団体、組合等において施行いたしまするういつた土地改良事業につきましては、地方債の枠が二百三十三億といふことに一應予算上の問題として決まつておりますので、この点の重点的な繰廻しによりまして、できるだけ善処いたしたいと考へておる次第でございます。

六億、両方併せまして確か五十億程度だと記憶いたしておりますが、從來ならばその金額が當然農林省予算に計上せられる筈のものでござりましたのであります。併しなからこれはその筋のいふ御意見もありませんので、我々として誠に遺憾であります。これは一應承認しなければならぬことだと思ひます。然らばそのトランプをどうするかという問題に相成るのでござりますが、この点につきましては、先程主計局長のお話もありましたように、融資の方面で何らか考へたいといふことにつきましては、経済安定本部といたしまして農林御当局と連絡を取りまして、或いは大蔵御当局と連絡を取りまして、できるだけ速やかな機会に長期低利の資金を確保すべく御相談申し上げております。尙又その一部につきましては御承知のカウスター・パー

るか、この点をお伺ひしたいと思ひます。○政府委員(近藤直人君) 打切られた理由であります。公共企業費でないという判定ではないと考へます。それはやはり事業の性質、つまり経営規模の小さいものに対して補助金を出す。これは我々も経営規模の小さいものに対して補助金を出すという建前は、むしろこれは金融で行く方が筋ではないかといふ考へであります。この金融で行つた方がよいといふ考へ方につきましては、これは相當外にも支持者もあるように伺つてゐるのではありません。これは農林御當局の御意見もござりますが、小規模のものにつきましては融資の方向で行くのが至当である。徒らに國の補助を出すことは適當でないといふ見解に従つたわけであり

政府が熱意を示さないといふことであらば、結局ぐるぐる廻つて、どのつまりは政府の施策が悪いから事前割当の数は出て来ないのだと、こういうふうな結論になると思ふのであります。が、そういうふうな点まで考へるの下に本年度の予算を打切られたのであるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 私から予算の考へ方の問題であります。土地改良事業は、公共事業なりといふ意味をもう少しはつきり申上げますが、公共事業といふものは客觀的にすべてのものが決まつてゐるわけではないのであります。公共事業は四半期ごとに認証を受け、そして資材も實に國の補助を要する、公共事業と呼ぶ場合においては、私が先程申上げたような公共的なものであり、且つ國が直接やるのであります。或いは公共的な團體に補助をやつてやらせるものと、こういうふうになつてゐるもので、これから外れますならば、たとえそういう性質に類したものであつて補助を今まではやつてゐるけれども、公共事業ではないといふことになるのであります。その点誤解のないように願ひます。土地改良に対して補助が打切られたことは遺憾である、これは成程その通りだと思ひます。併しなからこの予算の編成の問題ですが、この底に流れてゐる思想といふものは非常に私共の考へからすればきつと思ひますが、とにかく日本の経済を自立する上においては、國庫の補助に徒らに頼るべきでない、殊に採算の合うような仕事については、國民

○政府委員(近藤直人君) 公共事業費予算につきまして一言御説明申上げます。私の方で公共事業費の予算を大蔵省と協同いたしまして編成いたしてござりまするが、本年度の予算につきましては先程事務次官からお話がありまして、司令部の九原則に則りまして非常な公共事業費予算は削減を受けたのでござります。これは皆さん十分御承知のことと思ひます。私共といたしましては、予算の編成の都度絶えずその筋と連絡を取りまして編成をしておるのでござります。遺憾ながら農林予算、六・三予算、文教予算につきましては、今日御承知のよいなことに相成つたのでござります。殊に農林予算につきましては、土地改良の補助金、その一府縣の担当いたしております事業以外の、土地改良費の補助並びに高地山野公共施設の災害につきましては、災害復旧費を計上いたしてござりますが、高地災害につきましては、これは補助金を削減されたのでござります。はつきり記憶いたしておりますが、確か高地災害の部といたしまして十四億程度、それから土地改良の方におきまして三十

○藤野繁雄君 若しそういうふうなことで補助を打切られて融資で行くといふことであれば、融資が思うようにできたらばいいのであります。この結果食糧増産に支障を來さないといふお考えの下に打切られたのであるか、若し食糧増産に支障があつたらば、支障がないように融資をしなくちやならないといふことだつたらば、現在進行途中にあるところのこれらの事業に対しては、直ちに所要額の融資をして貰ふなぐちやできないのであるが、今にその融資が決定せぬといふことであれば、本年の事前割当の供出の困難に迫り込まれるやないか、一方においては政府は事前割当をしない、その事前割当を完遂すべく農家は努力するが、努力するところの農耕地の復旧に対して

○藤野繁雄君 若しそういうふうなことで補助を打切られて融資で行くといふことであれば、融資が思うようにできたらばいいのであります。この結果食糧増産に支障を來さないといふお考えの下に打切られたのであるか、若し食糧増産に支障があつたらば、支障がないように融資をしなくちやならないといふことだつたらば、現在進行途中にあるところのこれらの事業に対しては、直ちに所要額の融資をして貰ふなぐちやできないのであるが、今にその融資が決定せぬといふことであれば、本年の事前割当の供出の困難に迫り込まれるやないか、一方においては政府は事前割当をしない、その事前割当を完遂すべく農家は努力するが、努力するところの農耕地の復旧に対して

○政府委員(河野一之君) 私から予算の考へ方の問題であります。土地改良事業は、公共事業なりといふ意味をもう少しはつきり申上げますが、公共事業といふものは客觀的にすべてのものが決まつてゐるわけではないのであります。公共事業は四半期ごとに認証を受け、そして資材も實に國の補助を要する、公共事業と呼ぶ場合においては、私が先程申上げたような公共的なものであり、且つ國が直接やるのであります。或いは公共的な團體に補助をやつてやらせるものと、こういうふうになつてゐるもので、これから外れますならば、たとえそういう性質に類したものであつて補助を今まではやつてゐるけれども、公共事業ではないといふことになるのであります。その点誤解のないように願ひます。土地改良に対して補助が打切られたことは遺憾である、これは成程その通りだと思ひます。併しなからこの予算の編成の問題ですが、この底に流れてゐる思想といふものは非常に私共の考へからすればきつと思ひますが、とにかく日本の経済を自立する上においては、國庫の補助に徒らに頼るべきでない、殊に採算の合うような仕事については、國民

がこれ程重い租税負担をしてこれを配分するのには、これを辞退すべき性質のものである、國民各自が非常に耐乏して苦しくつてもやつて行くといふところに日本の経済自立があるのだ、こういう全体を流れる精神があるわけであります。單に農業ばかりではありませぬ。六・三制の問題でも、アメリカでも四部教授の学校さえある、日本のこれから経済を自立して行くといふたときに、そういう積極的改善の要素というものは一切差し控えるべきだといふ基本的な考え方がある。従つて、個人としてできない、個人として採算が合わないものは援助が考えられる。例へば客土なんというものはこれは私共の事務的な計算、従来いろいろな計算があるであります。客土して七年とか八年とかいうくらいはもつたらうと思ひますが、採算としては二三年でもつてペイしてしまふ、それから耕地復旧なんかにしても、従来耕地の補助をやりましたのは、その災害の復旧費が何年間に回収できるかといふような標準を以てそうして補助をしておつたわけだ。漫然と耕地復旧であるから何分の一補助するとか、或いは土地改革だから何分の一補助をするのだと、こういう呼び水の補助金は一切今年の予算に限り排除しておる、そういうことはいか悪いかとかは別であると思ひますが、そういう精神が流れておる、従つて土地改革事業に対してはそういう一つの流れを汲んできておる、これだけは御議論はいらうありますが、そういう考え方であるといふことだけを申し上げて置きます。

○藤野繁雄君 我が國の土地改革は、

御承知の通りのことで土地改革が行われたのであります、土地改革が行われる前は、土地の所有権は地主にあつたのであります、当時の地主は相當の資力を持つておつたのであります。他から資金を借入れて災害の復旧や土地改良をすることもできたのであります。併しながら土地改革の結果これらの資力を持つておる地主階級がなくなつてしまつて、やうやうとしてやる資力がないといふやうな段階になつた今日では、従来よりも倍して補助金なり、低利資金なりの融資を受けなくては、土地改良事業はできないといふ結論になると思ひます。又さつきも申上げたやうに、農民は耕作には従事して居るけれども、一つも自由を與えられていない、事前割當だ、一定の價格によるところの供出だといふやうなことであるから、所有権はあるものの、政府の使用人になつて農事に従事するものであると同様に考えられるのであります。そう考へて來れば土地なるものは實際は政府のものだ、その政府のものに農民はただ労働に従事して居るものだ、こう考へて來ますと、自分のものを自分が復旧するのにかゝるところはないから、この土地といふものは土地改革のために地主階級がなくなつて、自作農といふものが資力がないから、又そういうふうな事情で供出をして居るのだから、自分のものを自分がしなくちやできないのだ、さうでなくては食糧の増産はできないと、こういうふうな政府が先ず認識を改めて、然る後食糧増産を圖つて來なかつたならば、食糧増産はできないのぢやなからうかと、こう考へるのである

りますが、この点についてのお考えをお伺ひしたいのであります。
○政府委員(河野一之君) 土地改良事業が非常に重要であるといふことは、私は決して否定するものではございません。非常に重要だと思ひます。併しこれを國が補助するといふことと又別の点があるのぢやないか、殊にこういう予算の組み方であり、且つ國民の所得に対して前年は二〇%であつた國民の負担が、二六%に殖えて來ると、こゝいつた場合の負担に、この補助金を配布するといふことは、やはり國民から取つた税ではできない。公共的な施設といふものが第一義に考えられると、これは國民全般から取つた國民の税を配分するとすれば、第一番になるのではないか、勿論食糧の問題は大切でありますけれども、併し考へ方としては、農業の水利であるとか、堤防とか、公共的な施設を先ず第一に置く。それから後に耕地の復旧の問題も出て參りました。併しこれは今まで補助を出しておつた精神から見ますと、何年間において回収ができるかと、いろいゝ期間があります。五年間に回収できないものは或いは何分の一、十年間に回収できないものは何分の一と、年間の段階的のものがある。とに角國民のためにあるが、又個人のためにもなるといふものは第二段階に置かれるので、予算の組み方においては、第二段階になるという事情にありますといふことです。これは御答弁になりますかどうか。

○藤野繁雄君 この意見は議論になりますから、先ずこの程度で止めて置きます。
○岡村文四郎君 御承知のやうに、土地改良法が衆議院を通過して、参議院に廻つて、これを審議し、討議いたしますのに、日本の現在の農業では、とてもこの法の精神に即するやうなことは事実上はできないのであります。補助金を出さなくてはならないと書いてありますが、甚だ疑わしいのであります。そんな程度ではとても遂行できないと思ひますが、それにしても解決のしようがあつて、この法律を通過して、法律でこうできているから、何とかしなければならぬといふ努力もあるとは存じますが、先ず本にお尋ねしたいのは、これは安本にお尋ねしたいのは、これは本年の予算において、ドッジ公使の強い指示の下に日本の予算は殆んど急轉回して、我々の予想して居ない予算ができたやうなわけでありました。併し先ず以て削減されたものは公共事業費、その中でも六・三制と農業の補助でありましたが、農業に対する補助金が削減されましたが、これはドッジ公使から見ますと、当然のことであつたのではあるまいか。私の言わんとするところは、一体徳川時代から今日まで、日本の政府の考へ方、取つて來ましたその処置がどういふことを一体して來たのか。それらを考へると、ドッジ公使は眞つ向からこれを削減するのは当然だと思ひます。併し日本の狭い島國において、何が一番大切かといふことを考へると、先ず食糧が第一に問題になる。そこで政府が送るたびに、何遍送つても同じだと思ひますが、何人が人間に一番大事かといふことが先決の問題である。あらゆる工業に比べて、石炭が食糧とやや匹敵するといつても、食糧がなければ、その國の政治が

最後に參つてしまふなければならぬ。今の予算は、終戦処理費が第一で、食糧が第二であるといふことを政府が感うからして、ドッジ公使に會つたとき、この補助を非公共事業費と名を付けたと、私は安本長官からそんなことを聞いておりませんから、それが事実かどうかはつきり申し上げませんが、向うの話を聞いて見ると。安本の方で考へて居るから、私はこゝういふやうになつて來て居るのではないかと思ひます。安本がこれを第一義に考へて居るものでないからかやうなことになる。そこで心を入れ換えて、どうしても生きて居る者に対しては、食糧がなければどうにもならない。これが始まることには、これは何にもならぬといふことでもあります。仮に芋でも塩でも、食う物がなかつたらどうするか。石炭にしても、職工の人が働くにも、我々が生きて行けないわけである。まだ輸入がどん／＼できるうちはいゝが、それもいつまで続くか分りませんが、そのことを考へても、今までとつて來た日本の政府のやり方は誠に不都合であり、非常にいけないのであります。私戦争前に、満州へ一度行つて見て涙が出たのであります。私の言わんとするところは、君は認識が足らん。そんなことでは駄目だと言ふ。狭い日本でさういふことをするよりは、満州で手を抜いて、さうして食糧を取つた方がずつといふ、こゝう言うから、私はそれは違ふと、何れも日本にはあるんだと、それを満州にける金を日本に投じて、さうしてやれば、日本の島國の人間が七千万八千万のごときはどうか食糧は堪えしのがれて行くといふことにして置くことが、大事であ

ると申上げておつたが、それは我々の言うことは、そのときの爲政者の頭とは全然違ふのでどうにもならない。そこで戦争が済んだら、その当時は大分日本の國民も食糧に關心を持つておつたと思ひます。ところがアメリカの援助物資によつて、又忘れられた。そうなる又薄れた。若し一朝事があつたらどうするの。今百八十万トン、二百万トンの援助を受けているが、あんな農業を主にして、農業で食糧を取ること考へても駄目だと、こんな狭い島國では大して何も取れないと言ふかも知れんが、今政府が余りやつてやらんから取れないのであつて、それは今ここに土地改良法案を審議しても、これは今のお考へのように、誠に大蔵省の局長のお話を承つても、我々百姓といふものはびんと来ない。そんなことじやとても、何年たつても、二百万トン、二百五十万トンを貰うより道がないのでありますが、これは非常に遺憾なこと、それでない。もう少しなんで人間が生きているかといふことをお考へになつて、それから島國はどうしたらいいか、増産するにはどうしたらいいか。ドッジ公使が何と言つても、政府の代表者が申請して、終戦処理費の次はどうしても農業に対する金だと言つて行けば、弱い農林省でも話がつつたと思ひます。ところが安本の査定はなかく容易でないと、大蔵省の査定が容易でないと、そんなことでどうしてそれが通るか。今後政府がそういうおつもりでおられるならば、この案は決めましても、何もならないのでありますから、我々は考へようと思ひます。その点をつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) ちよつと速記を止めて呉れませんか。

○委員(長橋見義男君) 速記を止めて下さい。

○委員(長橋見義男君) 速記を始めて下さい。

○板野勝次君 今度この土地改良法案を出されましたのは、先程いろいろ説明を聞いておりましたも、了解に苦しみ点は土地改良に対する何らの財政的な裏付けがないという点です。その財政的な裏付けのないのに、今までの耕地整理法とか、水利組合法、北海道土地組合法等を、ただ単純化して統一したというに過ぎない。むしろこういうふうに単純統一化されたことによつて、その法律があるために、將來当局が土地改良の公共性というものを段々忘れて来る。こういう懸念がありはしないかどうかといふその点が第一であります。と申しますのは、こういう法律ができておるから勢ひ土地改良事業に対する資金の裏付けというものが、この法律ができることによつて却つて裏付けを失ふものじやないか、こういう点です。それから安本の方から説明されておりましたが、零細なものだからそういうものに補助を出すのはどうか、金融でやつた方がよいのだ、こういうことでありましたが、先程農林委員も申されておりましたが、現在供出、税金等によりまして、農村の状態は実に窮乏しておるといふことは、當局も認められておるところであります。従つて零細ではあるけれども、零細なものが集積されて、農業の再生産ができておるのに、零細だからといつてそれを放任されるのならば、農業は

自滅するより外ないと思ひます。これは連合軍から経済の自立を切に要請されておる。併し現状は國家の助成なしには農村が窮乏してやれない状態にある。そのやれない現実を無視して自立しろといつて見てもこれは自立できない。自立できないものに對して補助も出さないといふことになれば、これは勢ひ破滅するより外ない。破滅するやうになつて参りますなら、これを復活させるのには容易ならん努力が必要とされると思ひます。而も終戦後日本は相當な外國から食糧を輸入しなければならぬ状態にある。ところが一方において、こういうふうな零細な農業形體が破滅されて来るなら、勢ひ食糧というものは外國に依存しなければならぬ。外國に依存して行くといふことになれば、依存度が昂まれば昂まる程、安易に國內の自給態勢の確立というものが放置されて来る、これが國內における農業破滅の方向に持つて行つて、益々外國食糧への依存度を高めて来る。こういうことに対する危険性を感じるものであります。その二つの問題について先づ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 私先程零細なものに對して補助はどうかといふことを申し上げましたが、これは私失言であります。取消します。そういう意味ではないのであります。個人の利益になる面に對して、國の補助金を與えるといふことは適切でないといふ意味でありますから……。

○政府委員(伊藤佐君) 第一の、財政的な裏打がないのにこういう法律を作ること、却つてどうも面白くないのではないかと。事業の重要性が却つて忘れられてしまふのではないかと。いふやうなお話でございますが、これは、この法律そのものは、公共性のあることは御承知の通りでございます。財政的な問題、それは偶々今の本予算においてはどういうことになつておりますけれども、併しそれも全然ないのでは無論ありませんので、九十九億に近い、九十九億が全体の公共事業の本年度の我々の方の關係の予算であります。……その大部分というものは、この法律の對象になる事業なのであります。で、先程お話のありました土地改良の府縣當以外の分及び耕地の災害復旧につきましては、遺憾ながら現在の予算には組まれておらないのでございすが、それ以外のものにつきましては、大体金額の満足でないという点はございすが、事業の種類といつたしましては補助金もあるものであります。そこで私は、これは或いは私の私見になつて恐縮かも知れませんが、法律と予算が伴ないままでは、これはこれに越したことはございせん。これが一番理想的であると存じますが、併し政府として一つの大きな政策を決めまして、それに基いて流れるところの予算を更に拡充して行くといふ考へ方もあります。又常に屢々そういうふうなことは行われて來たのであります。今の予算がないといふのにこいう法律を出すことは如何かといふ仰せに對しましては、私はさうに考へてゐるものでございします。

○板野勝次君 一つの計画を決め、一つの政策を實行して参りますために、勿論資金の要らない政策というものはあるかと思ひますが、農業の再生産をやつて行く上から申しますならば、資金の裏付けのない政策というものは一片の作文であります。而もこれは中学生の作文ならば弊害はないけれども、その作文があらはれすることに、政府は何らか行われているだらうという誤解を生むから、中学生の作文以上にはこれは悪いものを、私は生み出して行くと思ひます。それならばこれをやるのに對して一つの政策を決めて行き、その計画の實現の手段として、この土地改良法案が出された。それならば、例えば本年度は土地改良の五箇年計画なら五箇年計画といふものを決められた上で、この法案が出て来るならば、五箇年の後においてはどのような日本の農業改良ができて来るか、こゝ具体的に見通しを持つておられる筈だと思ひます。若しそういう計画をお持ちになつてゐるならばこの機会にこの土地改良法案を通すことによつて、二年でも三年でもよし、若しくは五年後においてどのような計画が實現されて来るか。こゝいう政策實行に對する計画を持つておられる筈だと思ひます。それを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 板野さんの御質問は非常にむづかしい御質問でありまして、計画を持つてゐる筈だからどうだといふお話でありましたが、計画といつたしましては、昨年の春以來經濟安定本部が中心となりまして日本の經濟復興五箇年計画といふものを立てておつたことは御承知の通りであります。それで進むといふことになつておつたのであります。ところが今度のドッジ公使の來朝によりまして、その点がすつかり御破算になりまして、一應棚上げといつたやうな恰好になつてゐるものでございします。それで私共の理想

といしましては、日本の経済復興の途上において、農業は五箇年以内にかゝるべきものと考へてゐるのであります。が、今のところでは遺憾ながらすつかり一應棚上げになつております。

○板野勝次君　それで一應その五ヶ年計画というものが御破算につた。つまり理想の夢であつたと、こういうことになつたということが分つたわけですが、それならば何ら裏付けがないのだから、一度御破算になつたものを今度具体的にこういうふうにやり得るののだというのを再計画を立てられた上でその計画の裏付けとして、土地改良法というものをお出しになつても決して時期的には遅れはしない。こういうふうに考えられるのですが、若しそうしないところどころいうものを通して置くと、勢い安易に流れがちだと思ふ。そのことを私は非常に心配しておるわけなんです。

○政府委員（近藤直人君） 板野さんの御心配の点もよく了解できるのであります。御承知のように、現在のような状態におきましては、二年、三年、数年の間の具体的な計画をどういうふうに立てるかということにつきましては非常に困難な状態にある。尚それで私共といったしましては、たゞ／＼不幸にいたしましてこの法律と同時に盛り込むべき予算が十分でなかつたのである。ところが、ここに一つの政策を確立して頂きまして、それに基いて今後で得る限りその内容を充実して行くようにしたい。かように考えておる次第であります。

○北村一男君 只今の御説明によつて、この本年度の予算獲得に対して当局が非常な努力をなさつたことは了番

いたしましたし、又安本建設局長長
のお話で、今後は融資によつてやら
なければならぬということも了承いた
しました。私はやはりこの法案は通し
て、政府を鞭撻した方がよろしいと考
へておりました。

えておられます。ところで融資によるもの
いたしますならば、なか／＼これも、
私午前中他の委員会の法案の審議にも
申上げたのでありますが、土地改良に
つきましても、大体倭國主義でありま
して、寒い地方の、寒冷地方のことを
お考えにならない面が相当にある。予
算が決まりましたも、實際事業をやる
ものに資金が渡りますのはなか／＼早
く渡りませんので、その中に冬の早い
北國ではなか／＼仕事が行われないと
いうようなことが毎年繰返されておる
のであります。それでこの融資の問題
でありますが、そういう寒國の、寒冷
地帯の事情を御考慮になつて、急速に
取運んで頂かないと困るのであります

が、これに対してどういうふうにお考えになつておるか、特に寒冷地帯に対する融資の面について、具体的なお考えがあつたらこの際対策を承つておきたいと思ひます。

それから先程開拓局長のお話で國營事業の地元負担を取らなければならぬ、ということをお仰せになりましたが、これは遡及してお取りになる御意向であるか。或いは今後取るという御意向であるか。遡及してお取りになるということであれば、これはなか／＼窮迫しておる農村では容易ならん事態が起きて来る、それに対して徴収さるるにけり利子を包含してお取りになるのか、そ

れとも利子は取らんで負担金だけを取られる御意向であるか。その点について明確な御答弁を頂いておきたい。

それからこの法律による土地の交換
分令、自作農創設、特別措置法による
交換分合は錯綜を惹き起すのではな
いか。若しあるならばどういふ対策
を講じになるのであるかどうか。これ

は小さい問題でありませう。今度事業の主体になるのに、土地改良区という名前をおつけになつた。どうも聞き馴れない言葉でありまして、ともすればこれは区劃であり、平面的なものであるというような考えが起きがちであるが、どうして組合という文字をお避けになつたのであるか、これは極くつまらないことであるけれども序に何つておきます。

○政府委員(伊藤佐君) 第一の融資等の点につきまして、時期的な考慮を地域的に拂うべきであるというお話、これは御尤もでございます。それで一昨年あたりから、我々の方でやつておりますのは、東北地方、或いは北陸地方

北海道といつたような、早く冬が來たり、雪が降つて事業ができなくなるというようなところに対しましては、融資、補助金共に或るべく集中して、先づ二回半期、三四半期くらいまでに集中して出すことになつております。四半期等につきましては、これは成るべく地域的に關西方面、或いは九州方面といつたような方向に持つて行くようにいたしております。尙今のお話の点は今後とも十分注意をいたすようにいたしたと思ひます。

それから次の國營事業の負担金は漸及して取るかどうかという問題でございしますが、これは現在事業をやつてまゐ

りまするものが主でありまして、完成しておるものはまだございません。従いましてそれらの事業を完成しました後

におきまして、本當の地元負担の中には府縣費負担の分と、地元の農家の負担の分とございますが、縣費負担の分につきましてはそれ〴〵各年度内に國の方へ納めて貰う、地元負担の分につ

きましては、事業の終了後、大正十箇年以内くらしいに年賦をもつて償還して貰う、その利率は國債の利率と同様にとにするということ、大藏省事務局とはすでに話合がついておるのでございます。そういうふうな方法で参りたいと考えっております。

それから次に交換分合につきまして、自作農創設特別措置法との關係について、自作農がございましたが、現在自作農措置法では、交換分合に関する事項はございません。本法で初めてできるようになつております。

それからもう一つ、区というのは甚だどうもむづかしいじやないか、わかりにくい言葉じやないかというお話、我

我もさように考へておるのでございますが、これは司令部との折衝の途上におきまして、こういふような強制的な事業、つまり公共的な事業で一部の少数の人がどうしても聞かない場合には、強制することもやむを得ないというやうなことは事業の性質上しかたがないが、それについてはまず地域を設定して、そうして地域を主にしてやれというのであります、これはアメリカでもこういつたやうな言い方をやつておるようであります。それで組合といふことでなしに、地区を主にするのだという意味をはつきりさせますために、区という文句を使つたのであります。

○北村一男君 大体分りましたが、その融資をどういう方法でやりになるか、具体的に方法を承つて置きたい。

それからいま一つ、現に交換分合が行われておるのは何に基いてやつておるのでありましょうか。現在行われておるのであります。

○政府委員(伊藤佐君) 融資の具体的

体融資は地域的にやりますものと、突発的に災害復旧等の場合がございしますが、いずれの場合にいたしまして、もその時期等を考えまして、雪國、東北地方、北海道といったような方面につきましては、雪の来ないうち、仕事のできるときに集中してやる、その間はそれ以外の部分については或る程度の我慢をして貰う、こういうふうなやり方でやつておるのでございます。それから現在の交換分合は何によつてやつておるかというお話でございますが、これは話合で今のところやつておるのでございます。それから場合によりまして、自作農創設法によりま

して買上げました農地を、今度は耕作者に賣渡すのでございますが、あの買上げは法律的に申しますと、御承知の通り、一應國が買上げまして、そうして今度賣渡すのは原始取得になるわけであります。前の人を承継するということになつておりません。國が途中でちよん切つてしまつて權利義務關係が一應切れるのでありますので、その機會を利用いたしまして農業経営になるべく便利のようにやる、こういうたやり方をしておる所もございます。

○板野勝次君　衆議院においてはこの土地改良法案を通過さす場合に、各派が申合せて全額國庫負担でなければなら

らないというふうな希望條件が付せられたように聞いておるわけです。勿論この法案に條件を付してはならないと

いうことになっておりますことは存じ
ておりますが、全額國庫負担を政府が
やる意図があるのかないのか、意図が
ないのに各派で共同でそういう希望條
件を付されたものとは考えることがで
きないので、そのような各派が一
致して全額國庫負担としたのに対する
政府の見解を一つこの機会に承つて置
きたい。

○政府委員(伊藤佐君) 衆議院の御審
議の途上におきまして、全額國庫負担
でやるべきであるという御説の出まし
たのは、確か一人二人の方であつた
と記憶いたしております。それからこ
ういふ事業に対して予算的な措置を大
いに講ずべきであるといふことは、こ
れは皆さん方の御意見でありました
が、只今板野さんからお話になりました
全額國庫負担にすべしといふのは、
少数の方の御質問或いは討論の際の御
意見でありました。全体的なそれで全
額國庫負担とすべしといふ皆さん方の
御決議であつたようには記憶いたして
おりません。

○板野勝次君 そうしますと、今の全
額國庫負担といふのは少数の意見であ
つたのだから政府としては取上げる意
思がないのだ、こういう意味なんです
か。

○政府委員(伊藤佐君) 御承知の通り
全額國庫負担といふことは、實際問題
といたしまして到底できにくいことと
あるうと思ひます。又理論的に申しま
しても、一面から申しますと國がい
ろいろと農家に對して努力を強い、又
無理を強いておる点もございしますが、
一方から申しますれば、農家それ自体
の経営の改善にもなり、土地の生産力
が増す事業でございしますので、全部を

國が出すといふことは理論的にも無理
があるのじやなからうかといふふう
に考へております。

○板野勝次君 只今の答弁ですと、部
分的には農家が受益するといふ御見解
なんです、現狀の下においては土地
改良を一生懸命やつて行く、超過供出
を若し三倍で買上げて貰つても農
業協同組合の計算によると相当な赤字
が出て來ておる、結局一生懸命やつて
土地が改良されて行つた、ところが増
産したけれどもそれは全部取上げられ
て行く、こういう現狀の下においては、
農民は土地を改良しても何等利益を得
ていないといふ現狀だと思ふのです。
そういう現狀では農民は利益を得てい
ないのだから、そういう土地改良の事
業は、先程どの方もこれは公共事業で
あるといふことを認められておつた、
公共性に何等變りがないといふのはど
の答弁の中にもあつたと思ふ。そうい
う面から照し合せて見て、やはり原則
としては全額を國庫負担とすべき現狀
の下にあるのではなからうか。そうい
う現狀にあるかないかといふ点に對す
る見解も承つて置きたい、そういう現
在農民が置かれておる超過供出、そ
の他の諸條件から脱み合せて見て、土
地が改良され、地力も良くなつて來た
けれども、何等農家は利益を得ていな
いといふ現狀ですね。そういう事實を
お認めになるかどうか。

○政府委員(伊藤佐君) 土地改良事業
が行われまして増産になると、その分
は全部超過供出させておる、農家には
何等残るところがない、こういうこと
でございしますが、御承知のように今の供
出割当の制度は、過去五カ年間の平均

の数字をとつてやつておるのでありま
す。従ひまして本年度土地改良事業が
完成するといひましたしても、來年度の
数字に入つて來ますものは、その實際
の増収量の五分の一だけのウエイを
もつて入つて來るわけですが、九五ヶ年
たちました後におきまして、初めて土
地改良による増収量といふものが九々
入つて來るといふ計算になつておりま
すので、その間は農家の利益といふも
のが相当あると考へられておりま
す。ただ併しそれでは無論十分ではご
ざいせん。これは全額板野さんのお
つしやるように國が持つといふことで
あれば別でございますが、相當な農家
に負担をかけておるといふ現狀からい
たしますれば、それだけでは土地改良
意欲の増進といふことも十分とは考へ
られませんで、今農林省内部といた
しまして、いろいろな相談をいたして
おりますが、まだ申上げる点まで行つ
ておりません。

○山崎恒君 一つ御質問いたします。
この法案を取上げますときに、政府が
今回の予算について農業方面の予算を
極力心配されたことはよく承知してお
るのであります、いづれも農業方
面の公共事業費は削減されてしまつて
おるのであります、速記を止
めて下さい。

○委員(楠見義男君) 速記を止め
て。

午後四時四十二分速記中止
午後五時十一分速記開始
○委員長(楠見義男君) 速記を始めて
下さい。では本日はこの程度にいたし
まして、この二つの法律案につきまし
ては大藏大臣、安本總務長官が出席し

たそのときに審議することによいたし
ます。

明日は午後一時から委員会を開きま
す。本日はこれにて散會いたします。

午後五時十二分散會
出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君

理事 石川 準吉君
藤野 繁雄君

委員 大島 農夫雄君
門田 定藏君
北村 一男君
柴田 政次君
高橋 啓君
星 一君
赤澤 與仁君
加賀 操君
徳川 宗敬君
山崎 恒君
板野 勝次君
岡村 文四郎君

政府委員
總理廳事務官 近藤 直人君
(經濟安定本部 建設局長) 河野 一之君
(主計局長) 池田 宇右衛門君
農林政務次官 伊藤 佐君
農林事務官 (開拓局長) 伊藤 佐君

説明員
總理廳事務官 山口 方夫君
(物價第一課) 大藏事務官 忠 佐市君
第一課長 農林事務官(林
野局木材課長) 田中 紀夫君

昭和二十四年六月八日印刷

昭和二十四年六月九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局